

労働保険料の取扱い

Q : 労働保険料は、税務上、どのように取り扱ったらいいのですか？

A : 次のように取り扱います。

【解説】

労働保険は、4月1日から翌年3月31日までの期間を保険年度として、前年度の実績等に基づいた概算保険料を申告納付し、その年度が終了した後に実際の賃金総額に基づく確定保険料を算定して、過不足額を精算することとされています。

概算保険料は、事業主負担分と被保険者負担分とから成っており、次のように取り扱います。

① 事業主負担分

事業主負担分は、法定福利費として保険年度の期間の経過に応じて損金の額に算入し、確定保険料の額とに過不足が生じた場合は、次のように取り扱います。

- イ. 不足額は、その確定保険に係る申告書を提出した日又はこれを納付した日の事業年度の損金に算入します。
- ロ. 過納額は、その確定申告書を提出した日の事業年度の益金に算入します。

② 被保険者負担分

被保険者負担分は、賃金支払時に徴収して精算しますので、納付時には立替金等として処理をして、賃金支払時に精算することになります。この場合において、概算納付額が少なく、賃金から徴収する額の方が多きときは、確定保険料を納付するときまで、預り金等として処理しておくことになります。

